

特別支援連携協議会だより

根室管内特別支援連携協議会事務局（根室教育局）

令和元年（2019年）7月17日（水）に、別海町役場において、令和元年度特別支援教育進路指導協議会を開催しました。

本協議会では、知的障がい特別支援学校高等部の教育内容や、高等学校における特別支援教育、令和2年度（2020年度）の入学者を対象とした知的障がい特別支援学校高等部の入学者選考の概要などについて説明しました。今回は、令和2年度から移行となる新しい形の知的障がい特別支援学校高等部の概要と、参加者から寄せられた質問についてお知らせします。

新しい形の知的障がい特別支援学校高等部について

新しい形の知的障がい特別支援学校高等部は、生徒やその保護者が障がいの程度により学科を選択するのではなく、将来の進路希望等に応じて、教育課程の特色や学ぶ内容によって学校を選択することができる受入体制を整備するなど、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を行います。

新しい形の知的障がい特別支援学校高等部の入学者選考の検査内容について

【これまでの入学者選考検査】

- ・普通科のみを設置している学校（釧路養護学校など）
→「集団・行動検査」
- ・職業学科を設置している学校（中標津支援学校、釧路鶴野支援学校など）
→「運動能力に関する検査」「作業能力に関する検査」「生徒面接」



【新しい形の高等部の入学者選考検査】

- **全ての学校で共通した「学習状況検査」「面接」を実施**
 - ・「学習状況検査」では、漢字や計算などの社会生活に必要な基礎的な知識・技能を問う内容、生活に関する事柄について自分の考えを答えるなどの思考力・判断力・表現力を問う内容、生徒の実態に応じて教材等を介した人とのやりとりに関する内容を出題します。
 - ・「面接」では、自分自身のことや志望動機を問う内容を質問します。
※普通科のみを設置している学校では、面接の中で学習状況調査を行います。
- **1日で終了できる選考内容を実施**
 - ・普通科のみを設置している学校
→**20分の面接の中で、学習状況調査を実施する予定**
検査の内容は、生徒の状況に応じて紙面による学習状況検査または教材を使った学習状況検査を実施する予定
 - ・職業学科を設置している学校
→**40分の学習状況検査と20分の面接を実施する予定**
検査の内容は、紙面による学習状況検査を実施する予定

募集要項、募集要領の公開により、正式な確定となります。

参加者から寄せられた質問について

Q1 特別支援学校の卒業と高等学校の卒業は同じですか？

A1 特別支援学校の卒業と高等学校の卒業は、設置目的や卒業の要件が異なっていることから、同じではありません。
ただし、特別支援学校は、高等学校に準ずる教育を行うことも目的に含まれていますので、大学受験等に当たっては、ほとんどの学校で高等学校卒業と同様として扱われています。

(参考) 特別支援学校と高等学校の目的等

特別支援学校		高等学校
特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける ことを目的とする。(学校教育法第72条)	目的	高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。(学校教育法第50条)
校長は、生徒の特別支援学校の高等部の全課程の修了を認めるに当たっては、特別支援学校高等部学習指導要領に定めるところにより行うものとする。(以下略) (学校教育法施行規則第133条)	卒業	校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、 七十四単位以上を習得した者 について行わなければならない。(以下略) (学校教育法施行規則第96条)

Q2 道立高等学校に進学し、通級による指導を希望する場合、中学校で在籍している学級は影響しますか。

A2 影響しません。
ただし、「通級による指導」の対象となるのは、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、又はその他障がいがある生徒のうち、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導が必要であると校長が認定した生徒となります。
知的障がいのある生徒については、生活に結び付いた实际的・具体的な内容に関する指導を継続して受けることが効果的であるため、一定の時間のみ、特別な指導を受ける「通級による指導」の対象とはなっていません。

Q3 道立高等学校入学者選抜における特別な配慮には、どのようなことが考えられますか。

A3 例えば、聴覚に障がいのある生徒の場合は、座席の位置や補聴器の使用を認める等の配慮、視覚に障がいのある生徒の場合は、問題用紙の拡大や拡大鏡の使用を認める等の配慮、肢体不自由の場合は、車いすの使用を認める等の配慮が考えられます。
特別な配慮の内容は、シミュレーションを実施し、高校教育課との協議を経て確定されますので、出願しようとする道立高等学校が確定していない場合であっても、できる限り早く、出願する可能性のある道立高等学校へ相談してください。